

食品安全委員会に対して食品健康影響評価を求められた事項
(平成15年7月3日接受分)

食品安全基本法第24条第1項第1号関係

- 1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定又は改正すること
E P N、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
- 2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を改正すること
カルバドックス
- 3 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、パツリンの規格基準を設定すること
- 4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること
- 5 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定めること
L - アスコルビン酸2 - グルコシド、ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
- 6 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の添加物の基準として、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること
アセスルファムカリウム、亜硫酸塩類、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
- 7 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の添加物の規格として、次に掲げる添加物の規格を改正すること
メチルヘスペリジン
- 8 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準として、次に掲げる添加物の基準を設定すること
コウジ酸

- 9 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を改正すること
サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
- 10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の添加物の規格として、次に掲げる添加物の規格を改正すること
タール色素

食品安全基本法第24条第3項関係

- 1 伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について
- 2 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について